

議案第 15 号

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の軽減措置を講ずるため条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第 4 条の見出しを「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第 5 条の見出しを「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 1 号中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

第 6 条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第 13 条第 1 項中「同条」を「その減額後」に改める。

第 21 条第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に、「同条に規定する」を「同項に規定する」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等

割額」に改め、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、同号イ中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,975 円
- イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6,625 円
- ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 10,600 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,250 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 1,245 円
- イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,075 円
- ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,320 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,150 円

第 21 条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号中「総所得金額」」を「前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 3 項中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 14 項までの規定中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。